

2018年5月吉日

お客様各位

「RIZAP ボディマネジメントプログラム会員規約」改訂のお知らせ

平素はRIZAPをご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび、ボディマネジメントプログラムに月4回コースを導入することとなりました。つきましては、下記のとおり「RIZAP ボディマネジメントプログラム会員規約」を一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

- 導入販売開始日：2018年6月1日
- 会則改訂箇所：下記条文において一部を改訂いたします。（軽微な修正は省略させていただきます）

改訂前	改定後
<p>第6条（利用条件）</p> <p>1. 本クラブがBMPにより提供するサービス（以下「プランニングセッション」といいます。）は、1ヶ月（初日から末日まで）当たり2回を上限としてご利用いただけます。</p> <p>2. 1ヶ月当たりのプランニングセッションのご利用回数が2回未満の月があった場合には、2回から同月の実際のご利用回数（0回又は1回）を減じた回数（2回又は1回）を、翌月中（初日から末日まで）に限り、繰り越してご利用いただけます。当該翌月中のご利用の際には、繰越分から先に充当するものとし、また、翌々月への繰越しはありません（例：1月にご利用を開始し、同月のご利用回数が1回であった場合には、2月中には計3回ご利用いただけます。その場合に、2月のご利用回数が0回であったときは、1月の未利用分は消滅し2月の未利用分を3月に繰り越し、3月中には計4回ご利用いただけます。）。</p>	<p>第6条（利用条件）</p> <p>本クラブがBMPにより提供するサービス（以下「セッション」といいます。）は、ご契約のコースにより1ヶ月（初日から末日まで）当たりの上限回数が決まります。</p>
<p>第10条（中途解約）</p> <p>1. 本会員は、利用開始月の初日から起算して12ヶ月間以上継続してご利用されない場合には、会社所定の書面により解約申入れを行い、かつ、第2項に定める中途解約手数料の支払いをすることで、BMPの解約をすることができます。なお、解約の効力発生日が翌月末日となる</p>	<p>第10条（中途解約）</p> <p>1. 本会員は、利用開始月の初日から起算して12ヶ月間以上継続してご利用されない場合には、会社所定の書面により解約申入れを行い、かつ、第2項に定める中途解約手数料の支払いをすることで、BMPの解約をすることができます。なお、解約の効力発生日が翌月末日となるため、利用開始月の初日から</p>

<p>ため、利用開始月の初日から起算して 10 ヶ月間が経過するまでに解約申入れをする場合には、「12 ヶ月間以上継続してご利用されない場合」に該当します。その場合には解約に当たり中途解約手数料の支払いが必要です。</p> <p>2. 中途解約手数料は 10,000 円とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は 0 円とします。</p> <p>(1)BMP のお申込時以降に本会員ご本人の妊娠が判明した場合</p> <p>(2)第 12 条の規定に基づきリバウンド保険が適用された場合</p> <p>(3)本会員が第 1 項の解約申入れと同時に本クラブの提供するボディメイクサービスの受講申込みを行い、かつ、当該サービスを 1 回以上ご利用頂いた場合</p> <p>3. 本会員は、前項の中途解約手数料を、解約申入れをした日の属する月の翌月末日までに、当社の指定口座への振込み又はデビットカード決済の方法により支払うものとします。</p>	<p>起算して 10 ヶ月間が経過するまでに解約申入れをする場合には、「12 ヶ月間以上継続してご利用されない場合」に該当します。その場合には解約に当たり中途解約手数料の支払いが必要です。</p> <p>2. 中途解約手数料は 10,000 円とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は 0 円とします。</p> <p>(1)BMP のお申込時以降に本会員ご本人の妊娠が判明した場合</p> <p>(2)第 12 条の規定に基づきリバウンド保険が適用された場合</p> <p>(3)本会員が第 1 項の解約申入れと同時に本クラブの提供するボディメイクプログラム（オプションを除く）の受講申込みを行い、かつ、当該サービスを 1 回以上ご利用頂いた場合</p> <p>(4) 本会員が第 1 項の解約申入れと同時に本クラブの提供する他の BMP コースへの受講申し込みを行った場合</p> <p>(5) その他、会社が別途認めた場合</p> <p>3. 本会員は、前項の中途解約手数料を、解約申入れをした日の属する月の翌月末日までに、当社の指定口座への振込み又はデビットカード決済の方法により支払うものとします。</p>
<p>第 11 条（再申込みの場合の特則）</p> <p>本会員が、BMP を利用し解約した後、BMP の再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しします。その場合には、第 5 条、第 10 条第 1 項 1 文の「12 ヶ月間」は、次の期間と読み替えるものとします。</p> <p>期間：12 ヶ月間－解約前の BMP の利用期間（BMP の解約を複数回行われた方については、各解約前の利用期間を通算します。なお、当該減じた数値がゼロ未満の場合にはゼロとします。）</p>	<p>第 11 条（再申込みの場合の特則）</p> <p>本会員が、BMP を利用し解約した後、BMP の再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しします。その場合には、第 5 条、第 10 条第 1 項 1 文の「12 ヶ月間」は、解約前のご利用期間と再申込み後のご利用期間を通算したものとします。</p>

以上